

宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本委託は、令和8年11月に開設予定の宇城市キャリアアップ支援施設「UKI CAREER Hub.（仮称）」について、認知度向上及び利用促進を図るため、プロモーション業務に関する提案を求め、その内容、企画力、デザイン力及び業務遂行能力等を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に実施できる事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式による受託候補者選定に関して必要な手続等を定めるものである。

2 業務委託の概要

(1) 委託名

宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託

(2) 提案内容等

別紙「宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(4) 委託費の上限額

3,058千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施スケジュール

項 目	期 日	提出資料
(1) プロポーザル参加者の公募及び参加申込受付並びに関係書類の交付	令和8年6月18日（木）から 令和8年6月26日（金）まで	
(2) 実施要項等に関する質問受付	令和8年6月18日（木）から 令和8年6月24日（水）まで	別紙1
(3) 質問に関する回答	令和8年6月26日（金）	
(4) 参加申出書の提出期限	令和8年6月29日（月）	様式第1号
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年7月1日（水）	様式第2号
(6) 提案書の提出期限	令和8年7月8日（水）	様式第4号
(7) プレゼンテーションの実施	令和8年7月10日（金）	
(8) 評価委員会による審査	令和8年7月10日（金）	
(9) 受託候補者の決定	令和8年7月16日（木）予定	
(10) 結果通知書	令和8年7月16日（木）予定	様式第6号
(11) 契約内容に関する協議	令和8年7月下旬	
(12) 業務委託契約の締結（予定）	令和8年7月下旬	

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付

- ア 質問の受付は電子メールにより行うものとする。
- イ 提案書等の受付は持参又は書留郵便によるものとする。
- ウ 受付時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(2) 事務局

宇城市企画振興部企画課共創推進係
〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
TEL：0964-32-1803（直通）
E-mail：kikakuka@city.uki.lg.jp

5 プロポーザル参加に関する資格要件について

参加できる者は、本業務を効率的かつ効果的に実施できる者であり、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する業務種別及び品目の登録をしていること。
- (3) プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び都道府県税、市税において未納がないこと。
- (5) 本業務についての守秘義務を遵守できること。

6 プロポーザル参加申込み方法

(1) プロポーザル関係書類の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間 令和8年6月18日（木）～令和8年6月26日（金）
- イ 交付場所 宇城市公式ホームページ
- ウ 交付方法 電子データ

(2) 参加申出書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和8年6月29日（月）
- イ 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市企画振興部企画課共創推進係
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合は、平日午前9時～午後4時）
- エ 提出書類 次の（ア）～（エ）の順でA4サイズ長辺綴じ

- (ア) 様式第1号「公募型プロポーザル参加申出書」
- (イ) 会社概要（参考様式1）
- (ウ) 国税及び都道府県税、市税の滞納がない証明書（発行日から3か月以内のもの）
- (エ) 登記事項証明書

オ 提出部数 各1部

カ その他 資料作成及び提出に係る一切の費用は、申込者において負担すること。

7 質問及び回答

(1) 質問は、「質問書」（別紙1）により提出すること。

ア 提出期限 令和8年6月18日（木）～令和8年6月24日（水）

イ 提出方法 メール：kikakuka@city.uki.lg.jp

(2) 質問に対する回答は、令和8年6月26日（金）までに、市ホームページに掲載する。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

8 提案書の作成について

提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、仕様書及び関係法令に適合するように作成すること。

(1) 提案課題

ア 施設コンセプト及びブランドイメージの構築に関する提案

施設の設置目的及びターゲット層を踏まえたブランドコンセプト及びブランドイメージの構築方針について提案すること。なお、施設名称については現在「UKI CAREER Hub.」を仮称としているが、ブランドイメージの形成に資する新たな施設ネーミングを併せて提案することも可とする。

イ ブランドロゴの制作に関する提案

前号のブランドコンセプト及び施設ネーミング（提案がある場合）を踏まえ、施設の認知度向上及びブランド形成につながるロゴデザインの考え方、制作方針並びに使用ルール等の整理方針について提案すること。

ウ ホームページの企画及び制作に関する提案

主たるターゲットである30～40代女性を意識し、見やすく親しみやすいデザインとするとともに、施設の魅力や利用方法を効果的に発信できるホームページの構成及びデザイン方針について提案すること。

エ パンフレットの企画及び制作に関する提案

施設概要、利用方法及び事業内容を分かりやすく伝えるパンフレットの企画及びデザイン方針について提案すること。

オ オープンイベントの企画及び実施に関する提案

施設開設時の話題性創出及び利用促進を図るため、ターゲット層である30～40代女性をはじめ、多様な市民の参加につながるオープニングイベントの企画内容、実施

方法及び広報手法について提案すること。

カ 施設開設前の認知度向上及び利用促進に関する提案

施設開設前における認知度向上及び来館意欲の醸成に向けた情報発信手法に加え、開設後においても利用者数の増加及びリピーターの確保につながる継続的なプロモーション施策について提案すること。

キ 業務実施体制及び業務スケジュール

業務遂行体制、担当者配置及び業務スケジュールについて示すこと。

ク 独自提案

本業務の目的達成に資する独自提案がある場合は記載すること。

ケ 業務実績

過去5年間に完了した官公庁又は民間企業におけるブランド構築、プロモーション、ホームページ制作、イベント企画運営等の実績について記載すること。

なお、実績が確認できる契約書等の写しを添付すること。

コ 見積書

本業務委託に係る見積額を記載すること。

見積書は任意様式とし、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

また、内訳書を添付すること。

(2) 提案書の規格

ア 提案書は日本工業規格A4判横書き、両面印刷、長辺2箇所綴じとする。

イ 提案書は表紙、目次を除き20ページ以内とする。

ただし、プレゼンテーションに使用する資料については、ページ数の制限を設けないものとする。

ウ 提案内容は簡潔かつ分かりやすく記載すること。

エ 提案書の表紙のみに事業者名を記載し、本文には事業者名が特定される記載をしないこと。

オ 提案書には、次の内容を含めること。

(ア) ホームページトップページのデザインイメージ

(イ) ロゴデザイン案

(ウ) パンフレット表紙イメージ

(エ) オープンイベントの概要

(オ) 認知度向上の周知方法

(3) 提案書の提出方法

ア 提出期限 令和8年7月8日(水)午後4時まで(必着)

イ 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市企画振興部企画課共創推進係

ウ 提出方法 提案書は電子データをCD-Rに格納し提出すること。
持参又は書留郵便(持参の場合は、平日午前9時~午後4時)

エ 提出部数 CD-R及び紙媒体で各1部

9 審査について

(1) 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提案資格を取り消すものとする。

- ア 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- イ 5に定める提案資格を満たさなくなったとき。
- ウ 提案書等、提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- エ 提案書の提出期限に遅れたとき。
- オ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- カ 評価の公正性に影響を与える行為があったとき。
- キ 見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）が、本実施要項2（4）に定める委託費上限額を超えたとき。
- ク その他、評価委員会が不適合と認めたとき。

(2) 審査方法

評価委員会において提案書及びプレゼンテーションによる審査を実施し、別紙「評価基準書」に基づき、総合的に評価の上、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション

- ア 日時 令和8年7月10日（金）※時間は別途連絡します。
- イ 場所 宇城市役所 本庁舎3階 大会議室
- ウ 人数 2名以下
- エ 時間 40分（30分以内で説明、10分以内で質疑応答）
- オ O A機器の使用について

プレゼンテーション時にO A機器を使用する場合は、あらかじめ申出を行うこととする。

ただし、事務局で準備できるものはモニターとする。パソコンについては、各自準備し持参することとする。

(4) 選定方法

提案者の提案内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額の安価な者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託候補者として選定する。

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、別紙「評価基準書」に定める基準点を満たした場合は受託候補者として選定する。また、基準点に満たない場合又は参加申込みが無い場合は再度検討する。

(5) 審査結果

審査結果については、評価委員会終了後、提案者すべてに対して次のとおり通知する。

- ア 受託候補者として特定した者に対しては、その旨を当該提案者の代表者あてに結果通知書（様式第6号）により通知する。
- イ 受託候補者として特定しなかった者に対しては、その旨を当該提案者の代表者あてに結果通知書（様式第7号）により通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、宇城市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- エ 上記ウの受付場所は、宇城市企画振興部企画課とし、受付時間は午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）とする。
- オ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く）に行うものとする。
- カ 受託候補者が契約の締結までに、9（1）の各号に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は、当該審査結果を取り消すこととする。
- また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を提出すること。なお、この場合は、二位の者を受託候補者とする。

10 契約について

- (1) 受託候補者として特定された者（以下「特定者」という。）は、9（5）のアの結果通知書（様式第6号）を受領した後、速やかに、本市と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定する。
- (2) 上記（1）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。
- (3) 特定者は、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）第22条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

11 その他の注意事項

- (1) 提出書類の取扱いについて
- ア 提出された提案書等は、返還しない。
- イ 市は、提出された提案書について、選定及び選定結果以外の目的で無断使用しない。
- ウ 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
- ただし、市が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年宇城市条例第10号）に基づき、開示等を行う。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用について
- 提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、市は負

担しないものとする。

(3) 辞退届について

参加申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 業務等の変更及び中止について

ア 市は、社会情勢の変化、財政上の事情その他やむを得ない事由が生じた場合は、本業務の内容又はスケジュールを変更し、又は中止することがある。

イ この場合において、市は、当該変更又は中止により参加者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(6) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(7) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、業務委託終了後も同様とする。

宇城市長 様

提案者
住所
商号（名称）
代表者氏名

質 問 書

本提案について、次のとおり質問します。

件名	宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託
----	---------------------------

質問番号	課題項目	質問内容

- 1 質問事項ごとに番号を付けてください。
なお、1枚で収まらない場合は、本様式を複写して質問番号を連番で作成してください。
- 2 質問する内容が記載されている書類等のページ番号、条項番号等を記載してください。
(例：「仕様書P. 3 1－(4)」等)
- 3 質問が無い場合は、質問書を送付する必要はありません。

(参考様式1)

会社概要

会社等名称	
代表者名	
本社所在地	
設立年月日	
従業員数	
資本金	
売上高(直近決算額)	
事業所(拠点)	
事業概要	
認可・認証	

※上記のみでは不足する場合は、別途パンフレット等を添付すること。

宇城市長 様

住所
商号又は名称
代表者名

公募型プロポーザル参加申出書

下記の業務に係る提案資格について確認されたく、所定の書類を添えて参加を申し出ます。
なお、参加資格要件を満たしていること並びにこの申出書及び添付書類の内容については、
事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名 宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託

様式第2号（第11条関係）

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付け公募型プロポーザル参加申出書により申請がありました提案資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

業務名 宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託

結果：提案資格を認めます。

結果：提案資格を認めません。

理由：

様式第4号（第13条関係）

令和 年 月 日

宇城市長 様

住所
商号又は名称
代表者名

提案書

下記の業務について、別紙のとおり提案書を提出します。

記

業務名 宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託

様式第6号（第15条関係）

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

結果通知書

下記の業務について、受託候補者として特定されましたので、通知します。

記

業務名 宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託

様式第7号（第15条関係）

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

結果通知書

下記の業務について、受託候補者として特定されませんでしたので、通知します。

記

業務名 宇城市キャリアアップ支援施設プロモーション業務委託

理由